四日市市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市規則第２６号

四日市市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

四日市市自転車競走実施規則（昭和３７年四日市市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次<br>第１章から第６章まで　（略）<br>第７章　入場者及び競輪場等内取締り<br>第１節　（略）<br>第２節　競輪場等内の取締り等（第７０条・第７１条）<br>第８章　（略）<br>附則 | 目次<br>第１章から第６章まで　（略）<br>第７章　入場者及び競輪場等内取締り<br>第１節　（略）<br>第２節　競輪場等内取締り（第７０条・第７１条）<br>第８章　（略）<br>附則 |
| （事務の執行）<br>第７条　（略）<br>２　開催執務員（委員長を除く。）には、市の職員が当たる。ただし、市長が法第３条の規定に基づき同項各号に掲げる事務を委託したときは、次の各号に掲げるとおりとする。<br>(1)及び(2)　（略）<br>３及び４　（略） | （事務の執行）<br>第７条　（略）<br>２　開催執務員（委員長を除く。）には、市の職員が当たる。ただし、市が法第３条の規定に基づき同項各号に掲げる事務を委託したときは、次の各号に掲げるとおりとする。<br>(1)及び(2)　（略）<br>３及び４　（略） |
| （賞金額及び賞品の種類）<br>第３７条　市長が選手に対して交付する賞金の額及び賞品の種類は、競輪開催ご | （賞金額及び賞品の種類）<br>第３７条　市が選手に対して交付する賞金の額及び賞品の種類は、競輪開催ごと |

| | |
|---|---|
| とに定める。 | に定める。 |
| ２から４まで　（略） | ２から４まで　（略） |
| （参加申込みの手続） | （参加申込みの手続） |
| 第３８条　市が行う競輪に競輪振興法人から出場あっせんを受けた選手は、当該競輪に参加しようとするときは、競輪振興法人所定の方法により市長に申し込まなければならない。 | 第３８条　市が行う競輪に競輪振興法人から出場あっせんを受けた選手は、当該競輪に参加しようとするときは、競輪振興法人所定の方法により市に申し込まなければならない。 |
| ２　市が行う競輪に参加しようとする先頭員は、競輪振興法人所定の方法により市長に申し込まなければならない。 | ２　市が行う競輪に参加しようとする先頭員は、競輪振興法人所定の方法により市に申し込まなければならない。 |
| （選手の出場する日等の通知） | （選手の出場する日等の通知） |
| 第３９条　市長は、前条の参加申込みに応諾したときは、当該参加申込みを行った選手及び先頭員の集合日（原則として、選手については競輪開催（節）の最初の日の前日とし、先頭員については当該先頭員が出場する当日とする。）、集合時刻並びに出場する日を決定し、遅滞なく、当該選手及び先頭員にその旨を通知するものとする。 | 第３９条　市は、前条の参加申込みに応諾したときは、当該参加申込みを行った選手及び先頭員の集合日（原則として、選手については競輪開催（節）の最初の日の前日とし、先頭員については当該先頭員が出場する当日とする。）、集合時刻並びに出場する日を決定し、遅滞なく、当該選手及び先頭員にその旨を通知するものとする。 |
| （参加申込みの取消し） | （参加申込みの取消し） |
| 第４０条　（略） | 第４０条　（略） |
| ２　前項の参加申込みを取り消そうとする選手又は先頭員は、開催の日時、場所及び理由を、速やかに、選手にあっては競輪振興法人及び競技実施法人を、先頭員にあっては競技実施法人をそれぞれ経由して、市長に申し出なければならな | ２　前項の参加申込みを取り消そうとする選手又は先頭員は、開催の日時、場所及び理由を、速やかに、選手にあっては競輪振興法人及び競技実施法人を、先頭員にあっては競技実施法人をそれぞれ経由して、市に申し出なければならな |

| | |
|---|---|
| い。この場合において、傷病を理由とするときは、医師の診断書を提出しなければならない。 | い。この場合において、傷病を理由とするときは、医師の診断書を提出しなければならない。 |
| 第２節　競輪場等内の取締り等 | 第２節　競輪場等内取締り |
| （入場禁止） | （入場禁止） |
| 第７０条　委員長及び場内取締委員は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、競輪を開催している日に競輪場等への入場を禁止することができる。 | 第７０条　委員長及び場内取締委員は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、競輪を開催している日に競輪場等への入場を禁止することができる。 |
| (1)から(10)まで　（略） | (1)から(10)まで　（略） |
| (11) 他の競輪施行者において、本人又はその家族からの申請により入場禁止とした者 | |
| ２　（略） | ２　（略） |
| （本人申請による入場禁止） | |
| 第７０条の２　委員長は、競輪場等への入場禁止を希望する者から委員長が別に定める書面により入場禁止の申請があったときは、委員長が別に定める期間中、当該申請を行った者の入場を禁止することができる。 | |
| ２　委員長は、前項の規定により入場禁止となった者から委員長が別に定める書面により入場禁止の解除の申請があったときは、当該申請を行った者の入場禁止を解除することができる。 | |
| ３　第１項の規定により入場禁止となった者は、委員長が別に定める日までの間は、前項の規定による入場禁止の解除を | |

申請することができない。

（家族申請による入場禁止）

第７０条の３　車券の購入により、本人及びその家族の日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にある者又はそのおそれがある者の家族(その者と同居する親族（成年者に限る。）及び委員長が特に認めた者をいう。以下同じ。）は、委員長が別に定める書面及び書類により、その者の競輪場等への入場禁止を申請することができる。

２　委員長は、前項の申請があった場合において、入場を禁止されようとする者（以下「入場禁止候補者」という。）が、入場禁止事由に該当すると認めるときは、入場禁止候補者及び前項の申請を行った家族（以下「申請家族」という。）に対し、入場禁止候補者の競輪場等への入場を禁止する旨及び入場禁止候補者の入場を禁止する期間として委員長が別に定める日を通知しなければならない。

３　前項の規定による通知を受けた入場禁止候補者は、これを不服とするときは、入場禁止の開始予定日前日までに書面をもって委員長に対して意見を申し出ることができる。

４　委員長は、前項の申出があったときは、その内容を検討のうえ入場禁止の可否について判断し、直ちにその結果を、意見を申し出た入場禁止候補者及び申

| | |
|---|---|
| 請家族に通知する。<br>５　委員長は、第２項の規定により入場禁止となった者又は申請家族から、委員長が別に定める書面により入場禁止の解除の申請があった場合において、委員長が別に定める事由に該当する場合は、入場禁止を解除することができる。<br>６　第２項の規定により入場禁止となった者は、委員長が別に定める日までの間は、前項の規定による解除を申請することができない。<br>７　委員長は、第１項及び第５項の規定による書面の提出を受けたときは、各項の申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。 | |
| （退場命令）<br>第７１条　場内取締委員は、既に競輪場等に入場している者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、競輪場等から退場を命ずることができる。<br>(1)　第７０条第１項各号に掲げる者<br>(2)　第７０条の２第１項及び第７０条の３第２項の規定により、入場禁止となった者<br>(3)　（略）<br>(4)　（略）<br>(5)　（略）<br>２　場内取締委員は、第７０条第２項に規定する者が、既に本場に入場している場合においては、当該者に対して本場から退場を命ずることができる。 | （退場命令）<br>第７１条　場内取締委員は、既に競輪場等に入場している者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、競輪場等から退場を命ずることができる。<br>(1)　前条第１項各号に掲げる者<br>(2)　（略）<br>(3)　（略）<br>(4)　（略）<br>２　場内取締委員は、前条第２項に規定する者が、既に本場に入場している場合においては、当該者に対して本場から退場を命ずることができる。 |

| | |
|---|---|
| ３　（略）<br><br>（車券の記載事項）<br>第７３条　（略）<br>２　市長は、前項の規定により記載した記録を６０日以上保存する。 | ３　（略）<br><br>（車券の記載事項）<br>第７３条　（略）<br>２　市は、前項の規定により記載した記録を６０日以上保存する。 |

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第７０条第１項に１号を加える改正、第７０条の次に２条を加える改正及び第７１条の改正は、平成３０年１０月１日から施行する。

（商工農水部けいりん事業課）